

第16回南魚沼市子ども・子育て会議議事録

日時	令和2年3月25日 15:00から
場所	南魚沼市役所本庁舎 2階 大会議室
参加	委員 12名 事務局 10名（子育て支援課、学校教育課）

議事

- (1) 令和2年度利用定員について（資料1）
- (2) 令和2年度保育料月額表について（資料2）
- (3) 入園関係について（資料3）
 - ①保育園等の申込時期の変更について
 - ②保育園等の申込受付の変更
 - ③就労証明の取り扱いについて
 - ④就学の保育認定について
 - ⑤保育園等入園基準指数表の変更について
- (4) 小規模保育事業の変更について
- (5) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について（資料4）

1. 開会（子育て支援課長） 15:00～

2. 挨拶（福祉保健部長）

会議の成立について

- ◎全委員16名のうち、出席12名
（過半数以上の出席につき、南魚沼市子ども子育て会議条例第6条第2項により成立）

3. 議事

議事(1) 令和2年度利用定員について（事務局より説明）

- ◎事務局案を承認

問1 利用定員は新潟県と協議となっているが今後のスケジュールはどうなっているか。

答1 26日付け書面にて県と協議をする。子ども・子育て会議の後でないと協議ができないと県より指導がある。運用については4月1日からとなっている。

問2 利用定員の県と協議となっているが私立については、市を経由して協議を行うのか。

答2 私立は2月中に利用定員の申請を提出してもらった。その内容を精査し、子ども・子育て会議で諮り、まとめて県と協議をする。

議事(2) 令和2年度保育料月額表について(事務局より説明)

◎事務局案を承認

議事(3) 入園関係について(事務局より説明)

◎事務局案を承認

①保育園等の申込時期の変更について

令和3年度の募集は、10月15日から1・2・3号一斉で入園募集を行う。

②保育園等の申込受付の変更(資料3 P1参照)

国外にいる児童は入国してから入園申込を受付ける。

生まれていないお子さんは募集の対象外とする。ただし、入園募集期間内で年度内に生まれるお子さんについては入園申込を受付ける。

問1 入園募集で年度内に生まれるお子さんの募集は受付をずらしているが生まれる日の確認は何ですか。

答1 入園申込の添付書類として、母子手帳の写しを付けてもらう。

③就労証明の取り扱いについて(資料3 P5参照)

就労先の内定証明等があり、月の就労時間が確認できる場合は保育の必要な自由を就労として認定をしていく。

④就学の保育認定について(資料3 P3参照)

就学時間が月120時間以上を標準認定とし、120時間未満を短時間認定とする。

在学証明や大学や専門学校等が発行しているもので、在学期間・月当たりの在学時間がわかる書類で標準・短時間認定を行う。

問2 就学の場合、夏休みとか2ヶ月間休みがある人もいる。学年によって、単位数が減り就学時間が少なくなった時、どう考えているか。

産休・育休の場合は指数が下がるので不公平になるのではないかと。

答 2 就学については、1学期・2学期等あるが通年の部分で評価をしている。

また、学生は自主学習をしたり就職活動があったりする。夏休みだからと言ってその都度認定の変更をするのは難しいと考えている。利用者のモラルに頼る部分が多いので、利用園と両親と相談してやっていってほしい。

意 3 利用者のモラルに任せるだけでなく、休みの時は家庭で保育していただくよう協力を要請するようなことを文書化した方がいい。その方が公平性も保たれるのでないか。

答 3 就学の証明のところにあくまでも勉学に必要な分として、それ以外の預かりでは利用できませんと記載をする。

⑤保育園等入園基準指数表の変更について（資料 P5 参照）

区分で「就学」を設置し、月の在学時間に応じて6から10の指数をつける。

問 4 就労時間で1日7時間以上となっているがなぜか。

答 4 勤務状況によって休憩の取り扱いが違っている。またフルタイムで働いた時に1日8時間でない事業所ある。その関係で1日8時間でなく、7時間を採用していると思われる。

意 5 基準指数表の調整指数で兄弟姉妹が同一の施設に入園しているとあるが、入園したことがあるや在籍したことがあるといった大きな意味で明記できないか。

答 5 同時入園であることが一番大きい意味がある。入園したことがあるだと兄弟がいたから点数が高いということになりそれは明記できない。

議事(4) 小規模保育事業の変更について（事務局より説明）

◎事務局案を承認

小規模わかば保育園をC型からB型に変更する。

議事(5) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について（事務局より説明）

◎事務局案を承認

同計画を新潟県と協議をして、令和2年2月21日付けで同意の回答をいただいている。3月末の数字を記載して4月1日付で同計画を制定する。

4. その他

○新型コロナウイルスに関連する報告

保育園関係

- ・全園で開園をしている。2月28日に登園前に検温することと小学校休校に伴い家庭保育ができる場合は、家庭保育をお願いする文書を出した。
- ・3月11日付で保育園の卒園式・入園式を簡素化して実施するお願いの文書を出した。公立17園について、入園式は実施しない。
- ・3月分の保育料・副食費は返還するよう手続きの準備をしている。

学童クラブ関係

- ・小学校の休校により3月3日から24日までの15日間は19クラブが8時から18時まで受け入れを実施した。受け入れは各事業所の判断に任せている。利用者はクラブによるが通常時の5割から6割程度となっている。
- ・衛生面については、国の指導に基づき「手洗い・うがい・咳エチケット」を徹底し、室内の換気やアルコール消毒等室内の掃除も気を付けている。
- ・同じ室内いることがないように体育館、図書館や校外等工夫をしている。
- ・給食用アルコールを担当課で購入して不足した場合に備えている。職員向けでマスクの支給が国からある予定である。職員の人件費については、国からの特例措置が行われることとなっている。
- ・各学校とも令和2年度始業式、入学式は予定通り実施する。大体の学校で4月7日が始業式、入学式が4月8日となっている。入学式は規模を縮小し、短時間で実施する。

5. 閉会（福祉保健部長） 16：00